防衛装備庁公示第１２号
平成２７年１０月１日
一部改正：防衛装備庁公示第４５号
令和４年９月１２日
一部改正：防衛装備庁公示第１５５号
令和５年１０月２日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官　深澤　雅貴
（公印省略）

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第１号。２７．１０．１）第２．２項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア　航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２又は武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ　契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ　契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

オ　複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調

達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ　試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ　過去２カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

別　紙

対象契約一覧表

<table>
<tr><th>掲載
番号</th><th>該当する契約</th><th>随意契約
による理由</th><th>一覧表へ
の掲載日</th><th>新規参入の申し込みに
必要となる要件</th><th>提出先
（問合せ先）</th></tr>
<tr><td>1</td><td>Ｐ－１固定翼哨戒機の製造に係る契約</td><td>ア</td><td>27.10.1</td><td>Ｐ－１固定翼哨戒機の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</td><td rowspan="3">・提出先
防衛装備庁
調達事業部
航空機調達官
調達第１班
・問合わせ先
03(3268)3111
内線：35605</td></tr>
<tr><td>2</td><td>Ｃ－２輸送機の製造に係る契約</td><td>ア</td><td>27.10.1</td><td>Ｃ－２輸送機の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>Ｐ－１用エンジン（Ｆ７－１０）の製造に係る契約</td><td>ア</td><td>27.10.1</td><td>Ｐ－１用エンジン（Ｆ７－１０）の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。</td></tr>
</table>

4	ＲＣ－２の製造に係る契約	ア	4.9.12	ＲＣ－２の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線：35605
5	戦闘機等のミッションシステム・インテグレーションの研究試作に係る補用品の製造	カ	5.10.2	戦闘機等のミッションシステム・インテグレーションの試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線：35604